

# 皆さんは守れていますか？

## ー事業所から出るごみの処理についてー

今回は、廃棄物の処理でよく指摘する違反事項を紹介します。  
みなさんも今一度チェックしてみてください。

### 事業で出たごみは地域のごみ集積場所や 松山市の回収ボックスには出せません！

地域のごみ集積場所、市役所や支所等の回収ボックス（小型家電・小型充電式電池・インクカートリッジ）は家庭ごみを出すところです。事業で出るごみは、自ら運ぶか、許可業者に委託して処分先に持ち込みましょう。

#### 主な廃棄物の処分先

紙ごみ → 古紙問屋

可燃物、木製品(家具など)→市のクリーンセンター  
プラスチックごみ、電気製品→産業廃棄物処理業者

缶・ビン → 再生業者又は産業廃棄物処理業者



お店や会社で出た  
ごみは、家庭のご  
みとはちがうけん  
気をつけるんよ！

#### 分別方法

松山市では、『事業者用ごみ分別はやりわかり帳』を配布しています。  
本市のホームページでもご覧になれます。



#### 廃棄物処理業者を探すには

産業廃棄物、一般廃棄物の種類に応じて、それぞれの許可業者に委託してください。

松山市の産業  
廃棄物処理業  
者はこちら



愛媛県の産業  
廃棄物処理業  
者はこちら



松山市の一般  
廃棄物処理業  
者はこちら



### 契約書を作成しましょう！

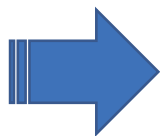
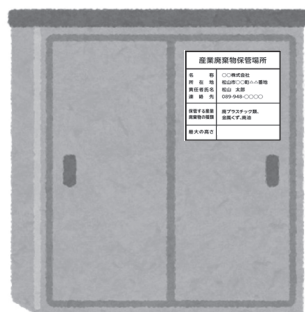
産業廃棄物処理契約では、**契約書**の作成は**必須**！

記載事項は、廃棄物の種類、金額、契約期限など細かく法律で決められています。  
このため、広く使用されている契約書として廃棄物処理業者の団体が作成した委託  
契約書の標準様式があります。契約書の作成で困った際は、許可業者に相談してみ  
てください。

なお、可燃物など一般廃棄物の処理契約でも書面の作成が望ましいです。

## 産業廃棄物の保管場所には表示が必要です

産業廃棄物を保管する場所には、どのような廃棄物をどのくらい保管するのか、誰が責任者で連絡先はどこなのかを看板などで表示する義務があります。  
また、廃棄物を保管する際には、物置など扉や蓋のあるものが望ましいですが、そのような保管が難しい場合は、人の立入を防げるような囲いを設ける必要があります。



(産業廃棄物保管場所の表示の例)

| 産業廃棄物保管場所        |                      |
|------------------|----------------------|
| 名 称              | 〇〇株式会社               |
| 所 在 地            | 松山市〇〇町△△番地           |
| 責任者氏名            | 松山 太郎                |
| 連絡先              | 089-948-〇〇〇〇         |
| 保管する産業<br>廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、<br>金属くず、廃油 |
| 最大の高さ            |                      |

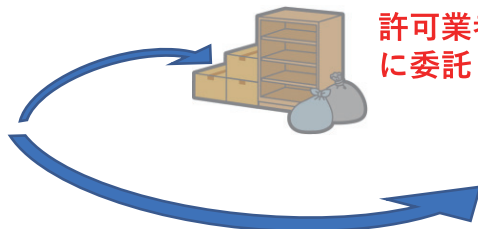
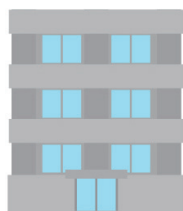
60cm  
以上

60cm以上

## 建物の解体や改装の際も、家具やごみの処分は許可業者に委託しましょう！

建物の解体や改装を建設業者に委託する際、家具や衣類など不要となったものは自社の廃棄物として許可業者に処分を委託しましょう。

もし、家具等の処分と建物の解体を廃棄物処理の許可を持たない建設業者にまとめて委託した場合、委託した事業者は廃棄物処理法の委託基準違反となります。



許可業者  
に委託！



## 廃棄物を自分で燃やさない！！

木くずや廃プラスチックなどの廃棄物を空き地などで燃やしてはいけません。煙やにおいに気付いた方から市や警察などに通報があります。

違法焼却は、行為者に5年以下の懲役・1千万円以下の罰金のほか、法人には3億円以下の罰金が科せられます。

ただし、農業や宗教上の行事にともなう焼却行為は除かれています。しかし、この場合であっても、近隣住民への影響を減らすため、風向きや時間など頻度の調整とその周知を行うなど、配慮をお願いします。



# 廃棄物に関するお知らせ

## 廃棄物に関する研修のご依頼 お受けします！

新しく入社され産業廃棄物や一般廃棄物の分別が分からない新入社員さん、人事異動によりこれから廃棄物処理契約などの事務を行う新任担当者さんなどへの廃棄物処理に関する研修のご依頼をお受けしています。

希望される方はお気軽に松山市廃棄物対策課にご連絡ください。ご希望の内容に沿った研修を実施させていただきます。



一般廃棄物と  
産業廃棄物の  
違いを説明し  
てほしいなあ



廃棄物の担当に  
なったけど、ど  
んな手続きがあ  
るのかなあ

## PCB廃棄物は処分期限が迫っています！ 古い電気機器を所有する方は必ずご確認ください

PCBとは、製造後30年以上経過した電気機器（変圧器やコンデンサなど）の絶縁油に含まれる可能性がある有害物質です。PCBを含む電気機器は、法令で定められた期限までに必ず処分しなければなりません。古い建物の配電盤や溶接機等に内蔵されたコンデンサにも使用されている場合がありますので、メーカーのホームページ等で確認をお願いします。

※調査方法等の詳細は、下記のホームページ  
又は二次元コードでご確認ください。

<http://www.env.go.jp/content/900535244.pdf>



| 名称     | 低濃度PCB廃棄物           |
|--------|---------------------|
| PCBの濃度 | 0.5mg/kg超～5000mg/kg |
| 処分期限   | 令和9年（2027年）3月31日まで  |

## 令和7年4月1日から松山市のごみ処理手数料が変わります。

- 安定的なごみ処理のため、ご理解をお願いします。
- **30kg以下の直接持込み**の場合の無料の取扱は変わりません。
- 市の処理施設で受入可能なごみには条件があります。**特に産業廃棄物は受入れできません。**
- 詳しくは「**事業者用ごみ分別はわかり帳**」をご覧ください。
- 料金に関することは、松山市清掃施設課（電話089-948-6902）にお問い合わせください。

### 1. ごみを出す人や事業者がごみを**自ら運搬し、直接持ち込む場合**

| 直接持ち込む<br>ごみの重量    | 金額（税込み）               |                          |
|--------------------|-----------------------|--------------------------|
|                    | 改定前<br>（令和7年3月31日まで）  | 改定後<br>（令和7年4月1日から）      |
| 30kg以下             | 無料                    | <b>無 料</b>               |
| 30kgを超え、<br>40kg以下 | 680円                  | <b>760円</b>              |
| 40kgを超える<br>場合     | 10kgまでごとに<br>170円ずつ加算 | <b>10kgまでごとに190円ずつ加算</b> |

### 2. 一般廃棄物収集運搬業者（**許可業者**）に**依頼して**持ち込む場合

| 金額（税込み）              |                          |
|----------------------|--------------------------|
| 改定前<br>（令和7年3月31日まで） | 改定後<br>（令和7年4月1日から）      |
| 10kgまでごとに170円ずつ加算    | <b>10kgまでごとに190円ずつ加算</b> |

## 食品ロスを減らしましょう

食品小売業と外食産業から出る食品廃棄物のうち、半分以上が食品ロスと推計されています。食べきることが1番ですが、食べきれなかったものはリサイクルしましょう

### 事業所から出る生ごみのリサイクルにご協力ください

- 飲食店や小売店などから排出される生ごみは肥料などにリサイクルできる資源です。
- リサイクルした肥料を使って農畜産物を生産し、再び飲食店等で利用する循環型の仕組みを「食品リサイクルループ」といいます。
- 松山市でも、学校給食や小売店等から排出される生ごみを堆肥化し、地元農家が使用する循環の輪が実現しています。
- リサイクルする場合は、業者の受入基準に従ってください。



※1  
松山市内で生ごみのリサイクルが可能な処理業者  
(株)ロイヤルアイゼン総合資源リサイクルセンター  
松山市萩原乙24-3/☎089-995-0181